学習セミナー　2020/06/04 文学部・人文学科・哲学専修四年　横山高明

**目次**

**一　理系から文系へ【理系時代】**

**二　人文学のすすめ【駒場時代】**

　・**「法学部紹介の２．教育の理念と授業の構成」**

「法学的知恵を身に付け、法律家らしく思考し議論できるようになるためには、まず、基幹的なものから先端的なものまで、広く具体的な法体系を知り、それを支える理論を理解しなければならない。しかし、それだけは優れた法律家となるには十分ではない。現行の法体系の基礎には古代ローマにまで遡る智慧の蓄積がある。一方で日本独特の史的背景もある。それ故、歴史的な理解も必要である。また、日本法の特質は外国法との比較によって明らかとなる。さらに現代では外国法との接触は日常化している。したがって、比較法的な理解も重要である。さらに、法を基礎づける哲学的・思想的なものへの理解も望ましい。そして、そもそも法と政治・社会との間の連関と相克に全く無知であってはならない。経済学の基本も心得ていいることが望ましい。このような観点からして、法学既修者として法科大学院に進学することを希望する学生も、狭い意味での実定法学のみをひたすら学習することは、かえって望ましくない。優れた法律家になるためには、広い堅固な基礎が必要であることを十分に自覚してほしい。主に政治学を学ぼうという学生においても同様である。現代政治の理解に加え、歴史的・比較的・理論的な広がりと深みの中にそれを置き、さらに法学と経済学の基礎を学ぶことが必要である。そうした多角的な学習によって、…」

**三　問い→方法→対象　と　読書の仕方**

**四　外国語文献精読ゼミ【法学部時代】**

　そういうわけで、言葉で書かれた議論を正確に読む、ということが第一に決定的に重要であり、その技能は、あらゆる場面で汎用的に威力を発揮する、したがって唯一誰にとっても有用な、いわば人文学におけるマスターキーなわけです。ところが、客観的な情報と数式で記述された理系の論述とは違って、人文学のテキストを正確に読む、というのは実は容易なことではありません。この技能をトレーニングしてくれるのが、法学部の外国語文献購読のゼミです。外国語の翻訳はそれ自体既に哲学だ、などと言われますが、精密な翻訳作業は、言葉と意味というものをまるごと深く反省する機会を与えてくれます。そして限りなく精密に読解できる先生が、その水準で逐一細かくチェックしてくれるからこそ、不正確な読解に甘んじることのない、精密読解のトレーニングが可能になります。ところが、端的に言って、そのような精密な読解能力がある方は、世の中にあまりいません。なので、ここでのトレーニングは他所では得難い非常に貴重なものです。実際の作業は文法事項や辞書の使い方からはじまって、なんだか地味だな、とか、独文仏文の学生みたいだな、と思われるかもしれませんが、法学政治学の文献を読解するには、当然その学問的理解がなければ読めませんので、単なる語学学習ではありません。また、同じテキストを参加者が共有して一学期間読み進めていきますから、そこには思考の並列化といいますか、時間をかけて用意された共通了解というものがありますから、その状態を前提として初めて可能な、教室の一方的講義では伝達が難しい、高度な内容の教授というものがあると思います。また、外国語の文献を読めるということ自体も、非常に重要です。人文学のほとんどすべては、ギリシャ・ローマに遡る欧米の学問の伝統と蓄積の上に生成しています。学問上のあらゆる概念が輸入品です。最末端に位置する、日本人の学者が日本語で書いた議論だけ読んで勉強しても、よくてバロックな感じにしかなりません。しかし、古典であれ現代のものであれ、翻訳された本というのも、もちろん有用性はあるのですが、やはり内容理解となるといかに優れた翻訳でも一定の限界があります。元の言語で読んだときと、日本語訳を読んだときでは、再び音楽に喩えていえば、生のオーケストラの演奏と、再現されたゲーム機の電子音くらいに、鮮明さに差が感じられます。なので、やはり一つでもいいので、ヨーロッパ言語をトレーニングして、その生の思考に触れられるようになる必要があると思います。そういうわけで、是非外国語文献購読のゼミへの参加をお勧めします。そのためにも、駒場の学生には、ヨーロッパ言語の学習を最優先にしてほしいと思います。正確な読解能力や、外国語読解能力は、例えば実際の裁判などで、様々なテキストを調査し、主張立証に利用する際にも、絶大な威力を発揮します。調べればわかる法律の知識などよりも、はるかに力量の差が出ます。

**五　まとめ**

参考文献

〇F・ヴィアッカー『近世私法史』（鈴木禄弥訳, １９６１年）原著《Privatrechtsgeschichte der Neuzeit unter besonderer Berücksichtingung der deutschen Entwicklung, Göttingen 1952》

「3 裁判官が学説に拘束されていることに照応するのは、法律家のための新しい学問的教育理想であった。どの実証的法文化もそうだが、パンデクテン法学にも、専門的法教育の一定のプログラムが結びついていた。しかも、そのプログラムたるや、内面的および外面的な司法の危機および法律家の危機がその後にいろいろと生じたにもかかわらず、今日まで引続き行われているのである。すなわち、若い法律家は、大学Hochschuleに入るやいなや、歴史についての諸講義による準備を受けた上で、体系的な順番で、かつ、概念的に厳格に整序された形で、教材を受けとる。それから、かれは、法の適用を試みているのだが、それは生きた係争事件についてではなく、また、訴状記録についてですらなしに、構成要件的に分解された架空的法律ケースについてである。この法律ケースを法的な請求権のもとに正しく包摂すること（訴権とはなにかqualis sit actio?）が、かれのもっぱらの課題である。同じ諸目的が、第一次法律家国家試験の仕組を規制している。[法律家]育成のかかる理想は、往々にして攻撃され、往々にして戯画化され、かつもちろんおそろしく一面的なものであるとはいえ、この理想は、そのはじめにおいては、道義的かつ国民政治的な一の背景をもっていた。その背景というのは、フンボルト的教養主義の精神より発するドイツの大学の革新と国僕Staatsdienerという道義的理想とであった。前者の象徴は、一八一〇年のベルリーン大学の創設であり、また国僕というのは、人文主義的かつ学問的に育成され、かつカントの義務論を信奉するところの者であった。この意味において、サヴィニーは、その著《使命》において、国家のための法律家の教養について、記述した。すなわち、サヴィニーによれば、国民的法文化のために法律家は法源に精通しかつ純粋の理論を駆使すべきである、というのである。…（略）…人文主義的教養理想の終焉によって、アカデミックな法律家は、社会的かつ精神的な危機のうちに、落ち込んでしまっている。この危機の全貌もまた、以上のごとく解することによってしか、これを明らかにしえない。」（５１９頁～５２１頁）

〇上山安敏『憲法社会史』（１９７７年）

「（２）このように、法学教育が国家試験への依存を高めたことによって、法学教育は学問の自由との矛盾という苦悩の十字架を背負いこんだ。その最も集約的にあらわれた矛盾の形態は、ドイツに特有な補習教師の制度である。これは、大学町に定住する大学非公認の国家試験用の私塾である。法律試験は学生をして、一定数の定式を復習することになれさせ、法の原理を把握しえないで短期間に知識を集中する暗記的理解に陥らせた。これが補習教師をつくったことは、一八四八年の制度改正で国家試験が法律学の試験になってからこの制度があらわれたことからも明らかであろう。しかも法律学的な国家試験がステロタイプ化すると同時に受験私塾を繁昌させ、これの救けなくては今後はほとんど試験を及第することは不可能となったのである。…（略）…なぜこのような大学の教育体制を掘り崩してしまうような私塾ができたのかは、大学における教育と研究に問題があった。そこには実務と学問との間に距離があった。大学は国家試験のための予備校化の動きを見せたが、また歴史法学以来の伝統を保ち、アカデミッシュ・フライハイトの建前を崩さなかった。したがって、それは歴史と哲学と古典のアカデミッシュな馥郁たる学問の香をもち続けた。だが試験の実態を知り、実学としての法律学に附着している歴史と哲学と古典の虚学なることを嗅ぎとった学生は、研究と直結した講義を素通りして試験と直結する途を、私塾というルート――これこそあらゆる学者が学問の品位に欠けたものとして罵倒したものである――を、利用したのである。補習教師制は、教わる側の座席（Schulbank）と教える側のアカデミッシュ・フライハイトとの間の谷間に乱れ咲いた隠花植物であった。」（１７２頁）

「今日の日本の法学教育に視座をおいても、大学の法学教育が司法試験のための予備校化の危機を深めつつあり、大学教育の在り方の根底的姿勢が問われている現況において、ドイツの法学教育が、国家権力をバックにした国家試験とさらにそれに寄生した補習教師という私塾との圧力の前に、学生の要望に応えて教育方法自体を移動修正していったという苦悩の歴史は、われわれにとっても切実な教訓を与えている。」（１５８頁）

Q＆A　話の流れの中で、拾いきれなかったご質問に、コメントします。

Q．司法試験や公務員試験を受けない人は単位取得で不利になりやすいですか？

A．不利になるということは、全くありません。むしろ、人によってはですが、資格試験勉強が足を引っ張る可能性もあると思います。なぜなら、大学の授業や定期試験が問うところと、資格試験が要求するものは、ベクトルが違うからです。だからこそ、後者に最適化している司法試験予備校は、こと試験の短期合格という目的に関する限りは、「分かりやすく」効率的で、有効性があるわけです。そうでなければ、まるっきり詐欺です。もちろん、資格試験勉強の成果を定期試験にも流用できる部分があることは間違いないでしょうが、時間は有限ですから、資格試験勉強をしている分だけ、それとは方向性の異なる大学の勉強のために使える時間は減ります。しかし、当然後者の学習も定期試験のために必要でありますし、中には実定法科目であっても後者の学習なしには不可必至の試験をなされる素敵な先生もおられます。（遺憾なことに）資格試験とは無縁の、基礎法科目にいたっては、言うまでもありません。

Q．学問分野が絞り込めず、もっと学問がしたかったが、将来が不安で就活している。体調が悪く困っている。就職と勉学で迷ったりしなかったのか？

A．まず、私自身は、およそ就活や仕事ができる状況ではなかったので、そういった件で迷うことはありませんでした。ただ、もともと学びたいという気持ちを持って東大に来たので、体調不良に見舞われなくとも、迷うことはなかったと思います。私ならむしろ、このまま無学で歩んでいって将来困りはしないか、の方に不安を感じたことでしょう。

　次に、直面する困難というものは、人それぞれですから、それに対して横から、こうしたらいい、ああしたらいい、ということは言えたものではありません。ただ、自己啓発セミナーみたいで恐縮ですが、我が身に降りかかった幸運も災厄も、（法的社会的責任等は別として、）出来事それ自体は他の人に代わってもらうことは不可能なので、結局自らが引き受けるしかない、という事情がありますので、予めその運命的構造を前提とした、自分の人生に責任をもった生き方をしたほうがいいんじゃないでしょうか。

　　第三に、学問をする、ということについては、第一に、私の考えでは、学問分野を絞り込む、ということは必要なこととは思いません。もちろん、研究者として大学でポストを得る、ということになると、これは専門家稼業ですから、担当分野について徹底的に知悉することが仕事上要求されそうですから、それがいかなる分野であれ、そのためには大変な勉強量が必要になりますので、普通の人間であれば、取り組む「分野を絞り込む」ことが避けがたい、のかもしれませんが、しかしそもそも、「学問をする」ことと、「研究職に就く」ということは別のことだと、私は思います。従って第二に、単純に学問をしたい、ということでしたら、自分なりの学問の仕方さえ身に付けられたなら、就職された後も、自由に学問を続けたらよいのではないでしょうか。大学というのは学問の仕方を学ぶところだと思うので、それが本来期待されているところだと思います。そうではなく、大学の研究者になりたい、ということになりますと、これは私には答える能力がありません。就職難だと聞いています。

　　最後に、体調不良については、私がお勧めできる一つの選択肢としては、一切の仕事を完全に止めて、回復に専念することです。具合が悪い状態では、いくら作業しても成果は貧しいものにならざるをえません。逆に、休養して心身のコンディションを回復することは、復帰後のパフォーマンスを上げ、また普段狭まりやすい視野を広げる意味でも、決して足踏みではなく、最大の前進だと思います。